## 第二期やまなし子ども・子育てプランの中間見直しについて

### 【子ども・子育てプランの概要】

- 子ども・子育て支援法第62条第1項の規定に基づく計画であり、次世代育成 支援対策推進法第9条第1項の規定に基づく法定計画。
- また、やまなし子ども・子育て支援条例第24条の規定に基づく基本計画であり、山梨県総合計画、山梨県地域福祉支援計画の部門計画。
- 現計画は、令和2~6年度の5か年を計画期間として、令和2年3月に策定。

### 【主な記載内容】

- 本県の子育て支援施策に関する現状と課題、取組と目標
- 県が市町村の設定した数値を勘案して定める、教育・保育の量の見込みと確保 方策。

## 【見直しのポイント】

- ※ 計画に関する国の基本方針及び作業の手引きで、計画期間の中間年(令和4年度)を目安として、必要な場合に、計画を見直すこととしている。
- ① 第二期計画の策定(令和2年)から3年間で生じた新たな社会情勢や国の動向を踏まえた県の対応状況を反映させる。
- ② 最新のニーズを踏まえ市町村が設定する、教育・保育の量の見込みと確保方策の数値を反映させる。
- ③ 認定こども園への移行希望を踏まえた、認定こども園への移行を可能とするために設定する「都道府県計画で定める数」の見直しの必要性を検討。
- ④ 令和4年度までの取組結果の評価を踏まえ、令和6年度までの目標を設定する。

# 【今後のスケジュール】

R4年11月	第1回山梨県子ども・子育て会議
	・プラン進捗状況審議
	・見直し方針の検討(①、④を検討)
12月	認定こども園への移行希望調査
R 5年 1月	素案の審議について書面開催(③、④を審議)
2月	パブリックコメント
3月	第2回山梨県子ども・子育て会議
	・パブコメ意見を踏まえた最終素案審議(②を反映)